

広労基発 0601 第 1 号
令和 4 年 6 月 1 日

各 機 関 の 長 殿

広島労働局労働基準部長



新型コロナウイルス感染症の労災補償に係る
周知等の協力依頼について

日頃から、労働基準行政に対しまして特段の御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、労働者が業務の事由により新型コロナウイルス感染症に罹患された場合には、療養等に関し労災保険給付の対象となるところですが、依然として多くの方が罹患される状況が続く中、引き続き、労災保険制度に係る周知を図っていくことが必要となっております。

つきましては、業務御多忙の折とは存じますが、下記の事項による各種周知方、御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

記

1 リーフレットの配置・頒布

厚生労働省で作成しております、新型コロナウイルス感染症の労災補償に係るリーフレットについて、貴機関の適切な窓口配置していただき、頒布について御協力をいただきたく、お願いいたします。

リーフレットについては、別紙にて添付しておりますが、厚生労働省ホームページの以下 URL に PDF データが掲載されておりますので御参照ください。

- リーフレット「職場で新型コロナウイルスに感染した方へ」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000698300.pdf>

2 貴機関ホームページへのリンクの掲載

貴機関のホームページの適切な箇所に、厚生労働省ホームページの以下の関係ページについてリンクを掲載していただきたく、お願いいたします。

標題例としては、「新型コロナウイルス感染症の労災請求に係る厚生労働省ホームページの関係ページ」等が考えられます。

- 新型コロナウイルスに関する Q & A (労働者の方向け) 5 労災補償

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/dengue_fever_qa_00018.html#Q5-1

- 新型コロナウイルスに関するQ & A（企業（労務）の方向け） 7 労災補償

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoudengue_fever_qa_00007.html#Q7-1

- リーフレット「職場で新型コロナウイルスに感染した方へ」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000698300.pdf>

3 貴機関広報誌への記事の掲載

貴機関の広報誌に、新型コロナウイルス感染症に係る労災補償について、記事を掲載させていただきたく、お願いいたします。

以下のような掲載例でも結構でございます。

（掲載例1）

厚生労働省からのお知らせ

～業務によって新型コロナウイルスに感染した場合、労災保険給付の対象となります～

- 感染経路が業務によることが明らかな場合
- 感染経路が不明の場合でも、感染リスクが高い業務（※）に従事し、それにより感染した蓋然性が強い場合
 - ※（例1）複数の感染者が確認された労働環境下での業務
 - ※（例2）顧客等の近接や接触の機会が多い労働環境下での業務
- 医師・看護師や介護の業務に従事される方々については、業務外で感染したことが明らかな場合を除き、原則として対象
- 症状が持続し（罹患後症状があり）、療養等が必要と認められる場合も保険給付の対象

詳しくは、厚生労働省HPのQ & A（項目「5 労災補償」）をご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoudengue_fever_qa_00018.html#Q5-1

（掲載例2）

厚生労働省からのお知らせ

（リーフレットをそのまま掲載。形は多少変えていただいても結構です。）

〒730-8538

広島県広島市中区上八丁堀 6-30

広島労働局労働基準部労災補償課

【担当者】 勝部 山口 北村

Tel 082-221-9245

業務によって感染した場合、 労災保険給付の対象となります

対象となるのは？

- 感染経路が業務によることが明らかな場合
- **感染経路が不明の場合でも、感染リスクが高い業務※に従事し、それにより感染した蓋然性が強い場合**
 - ※（例1）複数の感染者が確認された労働環境下での業務
 - ※（例2）顧客等との近接や接触の機会が多い労働環境下の業務
- 医師・看護師や介護の業務に従事される方々については、業務外で感染したことが明らかな場合を除き、原則として対象
- 症状が持続し（罹患後症状があり）、療養等が必要と認められる場合も保険給付の対象

詳しくは厚生労働省HPのQ&A
（項目「5 労災補償」）をご覧ください▶



労災保険の種類

業務に起因して感染した労働者の方やそのご遺族の方は、正社員、パート等の雇用形態によらず、次のような保険給付を受けられます。

また、**保険給付の請求は、労働者ご自身が行うものです。**感染経路が不明であることなどにより、請求書に会社からの証明が受けられない場合、まずは労働基準監督署にご相談ください。

療養補償給付

- ① 労災指定医療機関を受診すれば、原則として無料で治療を受けることができます。
- ② やむを得ず労災指定医療機関以外で治療を受けた場合、一度治療費を負担してもらい後で労災請求をすることで、負担した費用の全額が支給されます。

休業補償給付

療養のために仕事を休み、賃金を受けていない場合、給付を受けることができます。

- 給付日：休業4日目から
 - 給付額：休業1日あたり給付基礎日額の8割（特別支給金2割含む）
- *原則として「給付基礎日額」は発症日直前3か月分の賃金を暦日数で割ったものです

遺族補償給付

業務に起因して感染したため亡くなった労働者のご遺族の方は、遺族補償年金、遺族補償一時金などを受け取ることができます。

- お問い合わせは、お近くの労働局・労働基準監督署へ ▶

